



第94回定時株主総会 および普通株主さま による種類株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

平成30年6月27日（水曜日）
午前10時

場 所

札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園
地下2階ピアリッジホール

北海道電力株式会社

(証券コード 9509)

目次

■ 第94回定時株主総会および普通株主さま による種類株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 第三者割当によるB種優先株式発行の件	
第4号議案 取締役13名選任の件	
〈株主提案〉	
第5号議案 定款一部変更の件（1）	
第6号議案 定款一部変更の件（2）	
第7号議案 定款一部変更の件（3）	
第8号議案 定款一部変更の件（4）	
第9号議案 定款一部変更の件（5）	
第10号議案 定款一部変更の件（6）	
添付書類	
■ 事業報告	37
■ 連結計算書類・計算書類	54
■ 監査報告書	58

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
取締役社長 真弓明彦

第94回定時株主総会および普通株主さまによる種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。本定時株主総会に上程する第2号議案「定款一部変更の件」につきましては、本定時株主総会および普通株主さまによる種類株主総会の決議が必要となることから、両総会をあわせて開催させていただきます。

なお、当日ご出席におさしつかえの場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださいまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

（ 受付開始時刻は午前8時30分を予定しております。
開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。 ）

2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

3. 会議の目的事項

報告事項 平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 第三者割当によるB種優先株式発行の件
- 第4号議案 取締役13名選任の件

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）
- 第6号議案 定款一部変更の件（2）
- 第7号議案 定款一部変更の件（3）
- 第8号議案 定款一部変更の件（4）
- 第9号議案 定款一部変更の件（5）
- 第10号議案 定款一部変更の件（6）

上記の第2号議案は、定時株主総会および普通株主さまによる種類株主総会の議案です。
各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~

◎次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](http://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役及び会計監査人の監査対象となっております。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

6頁から36頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合

#### 1 ご出席



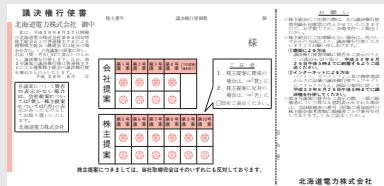
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会** **平成30年6月27日（水曜日）午前10時開催**  
**開催日時**（受付開始予定時刻 午前8時30分）

当日は、省エネルギーのため会場の冷房を控え目にさせていただく予定です。株主のみなさまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましては軽装（クールビズ）とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 2 郵送



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

**行使期限** **平成30年6月26日（火曜日）午後5時到着分まで**

#### 3 インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

**行使期限** **平成30年6月26日（火曜日）午後5時まで**



## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権をインターネットにより行使される場合は、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等のインターネット接続機器から、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしてください。

なお、バーコード読取機能付のインターネット接続機器を利用して右下の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



### インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、「次へすすむ」ボタンを押してください。
- 2 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し「次へ」ボタンを押したのち、議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」ボタンを押してください。
- 3 パスワード登録後、「投票画面へ」ボタンを押し、案内に従って議決権を行使してください。  
なお、「1. 議案別賛否投票」又は「2. 会社提案に対し一括賛成投票」のいずれかのボタンから議決権を行使することが可能です。

#### 【ご注意】

\*初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。

\*パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。

\*インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

\*「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 【ご利用環境】

インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (土日休日を除く)

#### 機関投資家のみなさまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

当年度の経常利益は前年度に比べ増加しましたが、競争の進展など厳しい経営環境や、純資産の状況等を勘案し、普通株式の期末配当金につきましては、前年度と同額の1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

また、A種優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類 金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|               |                |
|---------------|----------------|
| 当社普通株式1株につき   | 金5円            |
| 総額            | 1,027,589,210円 |
| 当社A種優先株式1株につき | 金3,800,000円    |
| 総額            | 1,786,000,000円 |
| 合計総額          | 2,813,589,210円 |

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

## 第2号議案及び第3号議案の上程に至る経緯

平成23年3月の東日本大震災発生後、平成24年3月期から3期連続で当期純損失を計上し、自己資本比率が大きく低下したことから、平成26年7月に株式会社日本政策投資銀行を割当先として500株（当初発行額500億円）のA種優先株式（以下、「本A種優先株式」といいます。）を発行いたしました。

この結果として、自己資本比率は平成25年度末の7.6%から平成26年度末には9.8%となり、その後、平成28年5月に30株を取得・消却しております。

本A種優先株式については、下表のとおり、平成31年4月1日以降、優先配当率が上昇し配当負担が増え、平成31年8月1日以降、保有する株主さまによる金銭を対価とする取得請求権の行使も可能となります。

このような状況のもと、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行との協議に基づき、本A種優先株式に比べ当社にとって有利な条件であるB種優先株式（以下、「本B種優先株式」といいます。）を新たに発行したうえで、本A種優先株式の取得・消却を行うことといたしました。

本B種優先株式については、下表のとおり、優先配当率が低下し将来的な配当率の上昇もありません。また、株主総会において議決権を有さず、普通株式を対価とする取得条項・取得請求権も付されていないことから、この置き換えにより、既存の株主さまの利益を希薄化させることなく、自己資本の維持及び優先配当負担の軽減が可能となります。

以上のことから、必要な定款の一部変更及び本B種優先株式の発行について、第2号議案及び第3号議案を提案しております。

### 【A種優先株式及びB種優先株式の概要】

|                                       | A種優先株式（取得・消却予定）                                                                           | B種優先株式（新規発行予定）            |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 発行日                                   | 平成26年7月31日                                                                                | 平成30年7月31日（予定）            |
| 発行数                                   | 470株（平成30年4月現在）                                                                           | 470株（発行額470億円）            |
| 割当先                                   | 株式会社日本政策投資銀行                                                                              | 株式会社日本政策投資銀行<br>株式会社みずほ銀行 |
| 優先配当率                                 | 年率3.8%<br>（発行日～平成31年3月31日）<br>年率5.4%<br>（平成31年4月1日～平成32年3月31日）<br>年率6.3%<br>（平成32年4月1日以降） | 年率3.0%<br>（配当率の上昇なし）      |
| 「金銭を対価とする取得請求権」が行使可能となる日 <sup>*</sup> | 平成31年8月1日以降                                                                               | 平成35年8月1日以降               |

※本A種優先株式及び本B種優先株式には、「金銭を対価とする取得請求権」が付されておりますが、発行日から5年が経過した場合の他、一定の事由に該当しない限り当該請求権を行使することができない旨、割当先と締結した投資契約書において、合意しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次により改めたいと存じます。

本議案は、定時株主総会および普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

### 1. 変更の理由

自己資本の維持及び優先配当負担の軽減を図ることを目的としたB種優先株式の発行を可能とするため、次のとおり変更するものであります。

- (1) B種優先株式の発行に備え、現行定款第6条（発行可能株式総数）にB種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を、現行定款第7条（単元株式数）にB種優先株式の単元株式数の規定を新設するものであります。
- (2) 変更案第2章の3としてB種優先株式の章を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                                                                | 第2章 株 式                                                                                                                      |
| (発行可能株式総数)<br>第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。<br>普通株式 4億9,500万株<br>A種優先株式 500株 | (発行可能株式総数)<br>第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。<br>普通株式 4億9,500万株<br>A種優先株式 500株<br><u>B種優先株式 470株</u> |
| (単元株式数)<br>第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。                                                | (単元株式数)<br>第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、 <u>B種優先株式につき1株とする。</u>                                                |



| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。</p>                                                                  |
| (新 設)   | <p>4 B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>                        |
| (新 設)   | <p>5 本会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。</p>                    |
| (新 設)   | <p><u>(残余財産の分配)</u><br/>第12条の11 本会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>(基準価額算式)</p> <p>1株当たりの残余財産分配価額 = 100,000,000円<br/> + 累積未払B種優先配当金 + 前事業年度未払B種<br/> 優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金額</p> <p>上記算式における「累積未払B種優先配当金」<br/> は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産<br/> 分配日」という。）を実際に支払われた日として、<br/> 前条第3項に従い計算される額の合計額とし、「前<br/> 事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何<br/> にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度<br/> の前事業年度（以下本条において「前事業年度」<br/> という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産<br/> 分配日までに実際に支払われていないB種優先配<br/> 当金がある場合における当該前事業年度に係るB<br/> 種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優<br/> 先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、<br/> 「当事業年度未払B種優先配当金額」は、残余財産<br/> 分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以<br/> 降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に<br/> ついて適用あるB種優先配当金の額を当該期間の<br/> 実日数で日割計算して算出される金額（ただし、<br/> 残余財産分配日が平成31年3月31日に終了する事<br/> 業年度に属する場合は、3,000,000円）から、残<br/> 余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含<br/> む。）以降に支払われたB種優先中間配当金がある<br/> 場合におけるB種優先中間配当金の額を控除した<br/> 金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日とした日割計<br/> 算により行うものとし、除算は最後に行い、円位<br/> 未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四<br/> 捨五入する。</p> <p>B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対<br/> しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(議決権)<br/>第12条の12 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (新 設)   | <p>(種類株主総会における決議)<br/>第12条の13 本会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (新 設)   | <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)<br/>第12条の14 本会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>                                                                                                                                                                                                |
| (新 設)   | <p>(金銭を対価とする取得請求権)<br/>第12条の15 B種優先株主は、本会社に対し、平成30年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という)。本会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の11に定める基準価額算式に従って計算される。<br/> <u>なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の11に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u><br/> 第12条の16 本会社は、平成30年8月1日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の11に定める基準価額算式に従って計算される。<br/> <u>なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の11に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p> |
| (新 設)   | <p><u>(法令変更等)</u><br/> 第12条の17 法令の変更等に伴い、B種優先株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社は必要な措置を講じる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### 第3号議案 第三者割当によるB種優先株式発行の件

会社法第199条第1項、第2項及び第3項の規定に基づいて、次のとおり株式会社日本政策投資銀行及び株式会社みずほ銀行を割当先として第三者割当によりB種優先株式を発行（以下「本第三者割当」といいます。）したいと存じます。

なお、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されることが、本第三者割当の条件となっております。

#### 1. 募集事項

##### (1) 募集株式の種類及び数

B種優先株式 470株

##### (2) 募集株式の払込金額

47,000,000,000円（1株につき100,000,000円）

##### (3) 払込期日

平成30年7月31日

##### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 23,500,000,000円（1株につき50,000,000円）

増加する資本準備金の額 23,500,000,000円（1株につき50,000,000円）

##### (5) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行に400株、株式会社みずほ銀行に70株を割り当てる。

#### 2. 第三者割当によりB種優先株式を発行する理由

##### (1) B種優先株式発行の目的及び理由

当社が発行しているA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）については、平成31年8月1日以降、保有する株主さまによる金銭を対価とする取得請求権が行使可能となることや、優先配当金の額が平成32年3月期以降増加することなど、本A種優先株式の今後の条件の変化に備えた資本対策についても様々な対策の検討を進めてまいりました。

このような状況のもと、①普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付さず、希薄化を発生させないこと、②金銭を対価とする取得請求権の行使可能開始時期が平成35年8月1日以降に後ろ倒しになること、③優先配当金の額が平成32年3月期からは1株当たり3,000,000円に減少すること等を考慮し、B種優先株式（以下、「本B種優先株式」といいます。）の発行による本A種優先株式の置換えにより自己資本の維持及び優先配当負担の軽減が可能となることから、当社の主要取引金融機関である株式会社日本

政策投資銀行及び株式会社みずほ銀行を割当先として、本B種優先株式の発行を実施することといたしました。

(2) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本B種優先株式が普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定された本B種優先株式の評価額、並びに当社の置かれた事業環境、財務状況を総合的に勘案のうえ、金100,000,000円を本B種優先株式の1株当たりの払込金額としており、当社としては本B種優先株式の発行条件及び払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、本B種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本B種優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社及び割当先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に本B種優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、本B種優先株式の株式価値算定書を取得いたしました。本B種優先株式の払込金額は、同社が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えております。しかし、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額とされる可能性もあるため、株主のみなさまの意思も確認することが適切であると考え、念のため、本B種優先株式発行については、本総会において株主のみなさまのご承認をいただきたく、お諮りするものです。

#### 第4号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を含む人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は以下のとおりであります。

なお、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者番号 | 氏名                   | 再任 | 取締役会出席回数 | 候補者番号 | 氏名                   | 再任       | 取締役会出席回数 |
|-------|----------------------|----|----------|-------|----------------------|----------|----------|
| 1     | さとう よし たか<br>佐藤 佳孝   | 再任 | 14/14    | 8     | たか はし たか お<br>高橋 多華夫 | 再任       | 10/10    |
|       | 取締役会長                |    |          |       | 取締役 常務執行役員           |          |          |
| 2     | まゆみ あき ひこ<br>真弓 明彦   | 再任 | 14/14    | 9     | やぶ した ひろ み<br>敷下 裕己  | 再任       | 10/10    |
|       | 取締役社長 社長執行役員         |    |          |       | 取締役 常務執行役員           |          |          |
| 3     | ふじ い ゆたか<br>藤井 裕     | 再任 | 14/14    | 10    | せ お ひで お<br>瀬尾 英生    | 再任       | 10/10    |
|       | 取締役副社長 副社長執行役員       |    |          |       | 取締役 常務執行役員           |          |          |
| 4     | もり まさ ひろ<br>森 昌弘     | 再任 | 14/14    | 11    | ふな ね しゅん いち<br>舟根 俊一 | 新任       | —        |
|       | 取締役副社長 副社長執行役員       |    |          |       | 上席執行役員               |          |          |
| 5     | さか い いち ろう<br>阪井 一郎  | 再任 | 14/14    | 12    | いち かわ しげ き<br>市川 茂樹  | 再任       | 14/14    |
|       | 取締役副社長 副社長執行役員       |    |          |       | 取締役                  | 社外<br>独立 |          |
| 6     | うじ いえ かず ひこ<br>氏家 和彦 | 再任 | 14/14    | 13    | う かい みつ こ<br>鵜飼 光子   | 新任       | —        |
|       | 取締役 常務執行役員           |    |          |       | —                    | 社外<br>独立 |          |
| 7     | うお ずみ げん<br>魚住 元     | 再任 | 12/14    |       |                      |          |          |
|       | 取締役 常務執行役員           |    |          |       |                      |          |          |

- (注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。  
2. 高橋多華夫氏、敷下裕己氏、瀬尾英生氏の取締役会出席回数は、平成29年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

1. 佐藤佳孝  
(昭和25年4月22日生)

再任

取締役会  
出席回数  
14/14

所有する当社  
普通株式の数 25,408 株

## 略歴、地位及び担当

昭和49年 4月 当社入社

平成18年 6月 当社常務取締役

平成19年 6月 当社常務取締役 お客さま本部長

平成20年 3月 当社取締役社長 お客さま本部長

平成21年 6月 当社取締役社長

平成24年 3月 当社取締役会長（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

佐藤佳孝氏は、平成20年より社長として当社の経営にあたり、平成24年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

2. <sup>ま</sup>真 <sup>ゆみ</sup>弓 <sup>あき</sup>明 <sup>ひこ</sup>彦  
(昭和29年5月7日生)

再任

取締役会  
出席回数  
14/14

所有する当社  
普通株式の数 29,008 株

## 略歴、地位及び担当

- 昭和54年 4月 当社入社
- 平成24年 6月 当社常務取締役 流通本部長
- 平成26年 1月 当社取締役副社長 流通本部長
- 平成26年 6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 平成26年 9月 当社取締役社長 社長執行役員 流通本部長
- 平成27年 6月 当社取締役社長 社長執行役員 (現在にいたる)

## 取締役候補者とした理由

真弓明彦氏は、平成26年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

3.

ふじ

藤

い

井

ゆたか

裕

再任

取締役会  
出席回数  
14/14

(昭和31年4月19日生)

所有する当社  
普通株式の数 10,500 株

## 略歴、地位及び担当

昭和56年4月 当社入社  
平成17年3月 当社釧路統括電力センター所長  
平成18年6月 当社工務部次長  
平成19年6月 当社室蘭支店長  
平成22年6月 当社人事労務部長  
平成23年7月 当社理事 人事労務部長  
平成26年6月 当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，ビジネスサポート本部副本部長  
平成26年9月 当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，流通本部副本部長  
平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長，企画本部副本部長，お客さま本部副本部長  
平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長，企画本部副本部長  
平成28年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長  
平成30年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長，新エネルギー・再生可能エネルギー担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

藤井 裕氏は、主に工務部門での業務経験を有しています。平成27年に取締役に選任され流通本部長を務め、平成28年には副社長，平成30年には送配電カンパニー社長に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

もり  
森

4.

(昭和32年8月25日生)

まさ  
昌

ひろ  
弘

再任

取締役会  
出席回数  
14/14

所有する当社  
普通株式の数 12,602 株

## 略歴、地位及び担当

- 昭和55年 4月 当社入社
- 平成17年 6月 当社苫小牧支店長
- 平成19年 6月 当社東京支社長
- 平成20年 6月 当社企画本部副本部長兼企画部長
- 平成20年 7月 当社理事 企画本部副本部長兼企画部長
- 平成24年 6月 当社常務取締役 ビジネスサポート本部副本部長
- 平成26年 6月 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長
- 平成27年 6月 当社取締役 常務執行役員 地域産業経済担当
- 平成29年 6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスサポート本部長、企画本部副本部長
- 平成30年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 環境室・総合研究所・人事労務部担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

森 昌弘氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。平成24年に常務取締役に選任され、平成29年には副社長に就任し、ビジネスサポート本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

5. さか い いち ろう  
阪 井 一 郎  
(昭和32年4月13日生)

再任

取締役会  
出席回数  
14/14

所有する当社  
普通株式の数 8,450 株

## 略歴、地位及び担当

昭和57年 4月 当社入社  
平成23年 6月 当社発電本部副本部長兼原子力部長  
平成23年 7月 当社理事 発電本部副本部長兼原子力部長  
平成24年 7月 当社理事 原子力部長  
平成25年 6月 当社常務取締役 発電本部副本部長，泊原子力事務所長  
平成26年 6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長，泊原子力事務所長  
平成28年 6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部長，企画本部副本部長  
平成29年 2月 当社取締役 常務執行役員 発電本部長  
平成29年 6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 発電本部長  
平成30年 4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 原子力事業統括部長，火力部・石狩湾新港火力発電所建設所担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

阪井一郎氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。平成25年に常務取締役に選任され、平成29年には副社長に就任し、発電本部長を務めたほか、原子力事業統括部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号 6. うじ いえ かず ひこ 氏 家 和 彦  
(昭和34年8月18日生)

再任

取締役会  
出席回数  
14/14

所有する当社  
普通株式の数 8,600 株

## 略歴、地位及び担当

昭和57年 4月 当社入社  
平成22年 7月 当社小樽支店長  
平成24年 6月 当社企画部長  
平成25年 7月 当社理事 企画部長  
平成26年 7月 当社執行役員 企画部長  
平成27年 7月 当社上席執行役員 企画部長  
平成28年 6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部副本部長  
平成29年 6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部長  
平成30年 4月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室・総合エネルギー事業部・情報通信部担当・経営改革担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

氏家彦氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。平成28年に取締役に選任され、企画本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号 7. うお ずみ 魚住 げん 元 再任 取締役会  
出席回数  
12/14

所有する当社  
普通株式の数 11,800 株

## 略歴、地位及び担当

昭和58年 4月 当社入社  
平成21年 4月 当社原子力部原子燃料統括室長  
平成24年 6月 当社広報部長  
平成25年 7月 当社理事 広報部長  
平成26年 7月 当社執行役員 広報部長  
平成27年 7月 当社上席執行役員 広報部長  
平成28年 6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長，泊原子力事務所長  
平成30年 4月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

魚住 元氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。平成28年に取締役に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号 たか はし たか お  
**8.** **高橋多華夫**  
(昭和31年9月29日生)

再任

取締役会  
出席回数  
10/10

所有する当社  
普通株式の数 8,500 株

## 略歴、地位及び担当

昭和55年 4月 当社入社  
平成21年 4月 当社総務部長  
平成23年 6月 当社東京支社長  
平成23年 7月 当社理事 東京支社長  
平成25年 6月 当社理事 営業部長  
平成26年 7月 当社執行役員 営業部長  
平成27年 1月 当社上席執行役員 札幌支店長  
平成29年 6月 当社取締役 常務執行役員 お客さま本部長、ビジネスサポート本部副本部長  
平成30年 4月 当社取締役 常務執行役員 販売推進部・首都圏販売部・広報部担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

高橋多華夫氏は、主に営業部門での業務経験を有しています。平成29年に取締役に選任され、お客さま本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 高橋多華夫氏の取締役会出席回数は、平成29年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

9. やぶ した ひろ み  
藪 下 裕 己  
(昭和33年5月21日生)

再任

取締役会  
出席回数  
10/10

所有する当社  
普通株式の数 3,702 株

## 略歴、地位及び担当

昭和57年 4 月 当社入社

平成24年 6 月 当社帯広支店長

平成26年 4 月 当社経理部長

平成27年 7 月 当社執行役員 経理部長

平成28年 7 月 当社上席執行役員 経理部長

平成29年 6 月 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長

平成30年 4 月 当社取締役 常務執行役員 送配電カンパニー副社長、経理部・資材部担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

藪下裕己氏は、主に経理部門での業務経験を有しています。平成29年に取締役に選任され、ビジネスサポート本部副本部長を務め、平成30年には送配電カンパニー副社長に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 藪下裕己氏の取締役会出席回数は、平成29年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載していません。

候補者番号

10. 瀬尾英生  
(昭和33年4月14日生)

再任

取締役会  
出席回数  
10/10

所有する当社  
普通株式の数 7,200 株

## 略歴、地位及び担当

昭和57年 4月 当社入社  
平成19年 6月 当社事業推進部部长  
平成21年 2月 北海道経済連合会出向  
平成27年 1月 当社旭川支店長  
平成28年 6月 当社監査役  
平成29年 6月 当社取締役 常務執行役員 地域産業経済担当・コンプライアンス担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

瀬尾英生氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。平成28年に監査役を務めた後、平成29年には取締役に選任されています。地域産業経済担当を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 瀬尾英生氏の取締役会出席回数は、平成29年6月28日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号 11. 舟根俊一  
(昭和34年3月7日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数 1,700 株

### 略歴、地位及び担当

昭和58年 4月 当社入社  
平成25年 2月 当社原子力部部长  
平成26年 6月 当社泊発電所長  
平成26年 7月 当社執行役員 泊発電所長  
平成28年 7月 当社上席執行役員 泊発電所長（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

舟根俊一氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。原子力部部长、泊発電所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

候補者番号  
**12.** いち かわ しげ き  
**市川茂樹**  
(昭和22年7月1日生)

再任

社外取締役  
候補者

独立役員  
候補者

取締役会  
出席回数  
14/14

所有する当社  
普通株式の数 7,300 株

## 略歴、地位及び担当

昭和49年 4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

平成24年 6月 当社監査役

平成28年 6月 当社取締役（現在にいたる）

## 重要な兼職の状況

弁護士

## 社外取締役候補者とした理由

市川茂樹氏は、平成24年より社外監査役を務めた後、平成28年より社外取締役を務めています。弁護士としての豊富な経験を踏まえ、独立かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 市川茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
2. 市川茂樹氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

13.

う かい みつ こ  
鵜 飼 光 子

(昭和27年4月20日生)

新任

社外取締役  
候補者

独立役員  
候補者

所有する当社  
普通株式の数

0 株

### 略歴、地位及び担当

昭和58年4月 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（昭和60年3月退任）

昭和60年4月 群馬女子短期大学助教授（平成3年3月退任）

平成3年4月 武蔵丘短期大学助教授（平成13年3月退任）

平成13年4月 北海道教育大学大学院教育学研究科教授

平成30年4月 同 名誉教授（現在にいたる）

### 社外取締役候補者とした理由

鵜飼光子氏は、学識経験者としての豊富な経験や幅広い識見を有しており、社外取締役として適任と判断することから、選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

(注) 鵜飼光子氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

## <株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

第5号議案から第10号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（54名）の議決権の数は、707個であります。

[ 提案を受けた各議案の内容及び提案の理由は、原文のまま記載しています。 ]

### 第5号議案 定款一部変更の件（1）

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第8章 使用済核燃料・放射性廃棄物の保管場所と管理技術開発

第45条 使用済核燃料・放射性廃棄物の保管場所確保と管理技術開発のための予算を計上する。

#### ▼提案の理由

2013年に申請した泊発電所の再稼働審査で、敷地内に断層が複数あることは本会社も認めており、現在、原子力規制委員会は「F-4断層の活動性を否定できなければ泊原発は立地不適となる」と指摘をしている。審査により適合性が認められない場合、廃炉をすることに至り、使用済燃料の保管場所を含む重要施設の移設を迫られることになる。

原子力規制委員会の審査結果がこの先、いつ出されるかに拠らず、「現在冷却用プール内に保管している使用済核燃料を、より安定的な場所に移転すること」が、消費者を含むステイクホルダーから求められる。

そのため、将来に渡って使用済燃料を安全に管理保管するべく移転先の検討を開始し、場所の確保をすること、併せて、使用済燃料以外の区分の放射性廃棄物に関する管理技術開発のために相当な額の予算を計上することとする。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

使用済燃料は、再処理工場へ搬出するまでの間、発電所内の使用済燃料ピットにおいて安全に保管しており、さらに、原子力発電所を保有する電力会社と共同で、貯蔵方式の多様化や技術の高度化に向けた研究開発を行っています。また、原子力発電所の運営に伴って発生する他の放射性廃棄物についても、処分施設へ搬出するまでの間、発電所内の定められた貯蔵施設において適切に保管管理しています。

原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、当社の重要な基幹電源として不可欠です。

また、新規規制基準の適合性審査において残る課題について対応を進めており、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組んでいます。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、新規規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性」を目指し、原子力のリスクを一層低減させるため、不断の努力を重ねていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 経営の見地から泊発電所の廃炉

第46条 経営の見地から泊発電所は廃炉とする

▼提案の理由

本会社の経営は危機的状況に陥っている。健全な経営を回復するためには、下記の観点から、泊発電所を廃炉にするべきである。

記

東京電力福島原発の事故例を見れば、原発は電力会社を破滅させるリスクを持っている。

泊発電所については、原子力規制委員会の審査に合格する目処もたわずに、6年もの間、年間700億円の維持費を浪費して来た。さらに安全対策工事費として既に約2千500億円を投入したにも関わらず、一銭も稼いでいない。この事実が本会社の経営を悪化させたことは明らかである。

今後 さらに防潮堤の作り替えのために巨額の投資を必要とするという

以上の累積債務を背負っては原発事業の未来はない。

泊発電所が動かなくても、電力供給力が十分あることが立証されている。電力自由化により、道内の全販売電力量の18%を新電力にシェアを奪われており泊発電所の必要性が無くなった。泊発電所を廃炉にすれば、株価上昇し、配当増額が期待できる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

その中でも、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、当社の重要な基幹電源として不可欠です。

また、新規規制基準の適合性審査において残る課題について対応を進めており、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組んでいます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 地質的観点から泊発電所を再稼働しない。

第47条 地質学的に活動を否定できない（活断層が存在している可能性）があるならば泊発電所を再稼働しない。

▼提案の理由

泊発電所の立地点は、1号機の計画段階の知見では、原発建設に適していると思なされていたが、最新の科学的な知見では、下記の諸点から、原発の立地基準を満たしていないと考えられる。

記

1. 泊発電所敷地内には、12.5万年前以降の活動を否定できない活断層が存在している可能性がある。
2. ひずみ圧縮帯にある積丹半島は地震性隆起をしており、原発に近い日本海の海底には、現在も継続するひずみ圧縮による活断層が存在する。
3. 泊発電所からの距離が約55kmには 洞爺カルデラ、約73kmには支笏カルデラがあり、北電の最近の調査では、火砕流と同時に吹き上がった火山灰が敷地内からも発見されている。また洞爺カルデラからの火砕流は敷地からわずか10kmの場所まで厚さ20m以上で残存しており、泊発電所敷地まで到達していた可能性が高く、火砕流が残っていないのは、流下後に浸食されたためと考えられる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

その中でも、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、当社の重要な基幹電源として不可欠です。

また、新規制基準の適合性審査において、泊発電所の敷地内断層の評価や積丹半島北西沖に活断層を仮定した場合の地震動評価について対応を進めており、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組んでいます。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、新規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性」を目指し、原子力のリスクを一層低減させるため、不断の努力を重ねていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 電気料金と役員報酬・社員給与の件

第48条 役員報酬を上げる時は社員給与も上げ電気料金を下げる

▼提案の理由

本会社の平成28年度役員報酬総額が前年比1.5倍（4億2800万円）に増えた。

一方、本会社の電気料金は、東日本大震災以降に2年続きで値上げしたまま据え置かれている。

本会社広報部は、電気料金について、「泊発電所の営業運転復帰により経営の安定化を図ったうえで値下げを実施していきたい」とコメントしている。

本会社の販売電量は2010年度の312億kWhをピークに2016年度は268億kWh（2010年度比15%）まで減った。節電意識の向上、電力自由化に伴い、使用電力料の減少傾向が今後も続くことが予想される。泊発電所の営業運転復帰時期が確定できない現状を踏まえ、電気料金値下げによる販売電力量の増加（電力シェア拡大）により経常収益の増加を達成することが喫緊の課題である。

役員報酬総額を増額するのであれば、電気料金を値下げ、社員給与の引き上げを同時に行うことを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役及び監査役の報酬については、月額の限度額を株主総会で決議いただいております。その範囲内で各人の報酬を取締役会の決議又は監査役の協議により決定しています。

社員の給与は、様々な経営課題や経営状況を総合的に勘案のうえ決定しています。

また、当社は現在、効率化・コスト低減策や料金メニューの拡充などによる収入拡大策を進めており、泊発電所の営業運転復帰後は、さらなる収益力の向上に取り組んでいきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 取締役の北海道原子力防災訓練への参加

第49条 取締役は北海道原子力防災訓練に参加する。

▼提案の理由

私はここ数年、毎回北海道原子力防災訓練を視察しております。

訓練には高橋はるみ知事をはじめ国や地方自治体の職員、自衛隊員や警察官、消防隊員の方など、多くの関係者の姿を見かけますが、原発事故発生原である一番の当事者とも言える本会社の取締役の姿を見たことがありません。

国と道は毎年膨大な費用と人員を割いて訓練を行っていますが、これは本会社が泊発電所の再稼働に邁進する限り継続する必要があるわけで、今の状況が果たして道民の理解を得られるのか、甚だ疑問です。

本社は泊発電所の安全性や緊急時対策のアピールだけでなく、「万が一の事態が起きた時の、周辺住民の避難訓練が安全を確保するものになっているか」を視察し確認することが非常に重要です。

本会社の会長・社長など取締役が原子力防災訓練を視察することを提案いたします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

国や北海道が主催する原子力防災訓練には、社長が指名する取締役が参加しています。具体的には、北海道原子力防災センターにおいて、国、北海道、関係町村、防災関係機関、当社の関係者で組織される「原子力災害合同対策協議会」に取締役のほか派遣要員が参加し、緊急事態に対する情報交換や応急対策などの相互協力を行っています。

当社としては、今後も、被災者支援を含めた原子力災害に対する緊急時の対策のさらなる充実・強化に向けて、国・関係自治体と連携のもと、原子力事業者として継続的に取り組んでいきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 LNG（液化天然ガス）発電の推進

第50条 LNG（液化天然ガス）発電を推進する。

▼提案の理由

原子力発電は、事故が発生したときには道内に破局的被害を与える危険性があり環境負荷も大きい。廃炉費用や使用済み核燃料の最終処分費用を考慮すると高コストになり経済的にも成り立ちません。原子力発電からは、早期に撤退すべきです。再生可能エネルギーがメイン電源となるまでの中間的ベースロード電源として、安全性、環境負荷、コストのいずれにおいて優れているLNG発電を進めるべきと考えます。

再稼働の見込みが無い泊原子力発電所への投資を減らして石狩湾新港LNG火力発電所2号機の早期完成運転が必要と考えます。

当社は、新電力にシェアを奪われて電力の売り上げが激減し、新卒採用者も減らしている状態です。

見通しが無く、コストが青天井の原子力発電事業から撤退しLNG発電事業へ転換し、株主配当の増加を求めます。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

当社は、既設の火力発電所の経年化に対応するとともに、燃料種の多様化を図り、将来的な電力の安定供給を確実なものとするために、当社初のLNGを燃料とした石狩湾新港発電所を建設しており、平成31年2月には1号機が営業運転を開始する予定です。

泊発電所の再稼働とあわせて、将来にわたる競争力の高い電源構成の実現に取り組んでいきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

平成29年度のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、設備投資・個人消費が増加するなど、景気は緩やかに拡大しています。北海道経済については、個人消費の持ち直しや外国人観光客の増加などにより、緩やかな回復基調となりました。

当社においては、人口の減少や省エネの進展などによる地域全体の電力需要の減少、競争の激化に伴う販売電力量の減少により、厳しい経営環境が続いています。

このような状況のなか、当社は競争力の向上や収支改善に向けた取り組みを重点的に進めてきました。

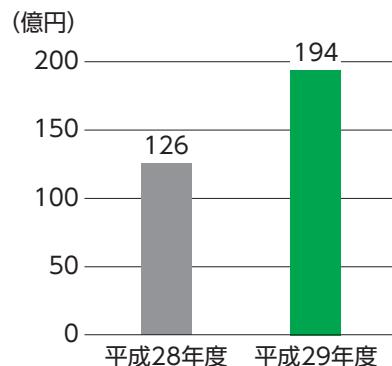
当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、前年度に比べ302億73百万円増の7,330億50百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、299億4百万円増の7,352億79百万円となりました。

一方、経常費用は、前年度に比べ230億86百万円増の7,158億58百万円となりました。

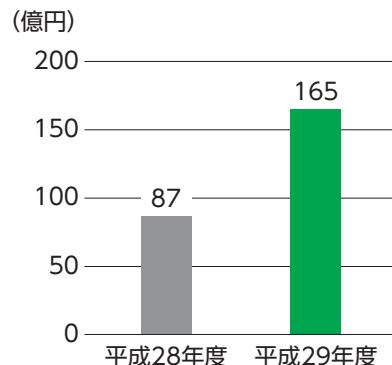
以上により、経常利益は、前年度に比べ68億17百万円増の194億21百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ77億56百万円増の165億49百万円となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりとなりました。

### ■経常利益



### ■親会社株主に帰属する当期純利益



## (1) 電気事業

当年度の販売電力量は、他事業者への契約切り替えの影響などにより、前年度に比べ7.5%減の248億6百万キロワット時となりました。

当年度の収支につきましては、収入面では、販売電力量の減少はありましたが、燃料価格の上昇による燃料費調整制度の影響や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などにより、営業収益（売上高）は、前年度に比べ260億54百万円増の7,015億26百万円となりました。支出面では、経営全般にわたる徹底した効率化への継続的な取り組みのもと、火力発電所の定期検査基数の減少による修繕費の減少などはありませんでしたが、燃料価格の上昇や湯水による燃料費の増加に加え、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などにより、営業費用は、前年度に比べ198億28百万円増の6,718億31百万円となりました。

以上により、営業利益は、前年度に比べ62億25百万円増の296億94百万円となりました。

## (2) その他の事業

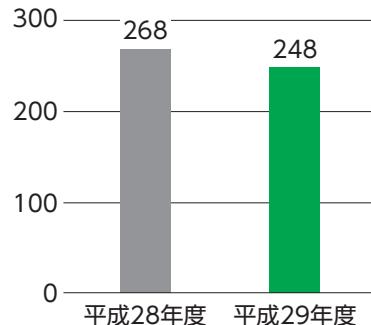
収入面では、建設業の売上が増加したことなどにより、営業収益（売上高）は、前年度に比べ42億19百万円増の315億24百万円となりました。支出面では、建設業の売上原価の増加などにより、営業費用は、前年度に比べ41億61百万円増の274億92百万円となりました。

以上により、営業利益は、前年度に比べ57百万円増の40億31百万円となりました。

当年度の経常利益は前年度に比べ増加しましたが、競争の進展など厳しい経営環境や、純資産の状況等を総合的に勘案し、普通株式の配当については、前年度と同額の1株につき5円の配当を実施したいと存じます。また、優先株式の配当については、定款の定めに従い実施したいと存じます。

## ■販売電力量

(億kWh)



## 2. 対処すべき課題

電力小売における厳しい競争が続くなか、平成32年度からの送配電部門の法的分離をはじめとする経営環境の変化に対応するため、平成30～32年度の3年間を見据えた中期的な取り組みを展開し、経営基盤の強化を図っていきます。

### 【重点的に取り組む項目】

#### (1) 収支・財務基盤の強化

泊発電所の再稼働前においても安定して利益を生み出せるよう、「経営基盤強化推進委員会」のもと、収入拡大と効率化・コスト低減の両面を一層強力に推進していきます。

また、泊発電所の停止後に大きく毀損した財務基盤の強化を図ります。

##### ① 収入拡大に向けた取り組み

北海道内の電力小売においては、対面営業を強化するなど、契約を切り替えられたお客さまにも改めて当社を選択いただけるよう、グループの総力をあげて取り組んでいきます。

ご家庭向けには、本年4月から新たに「エネとくMプラン」「エネとくシーズンプラス」を加え、競争力のある料金メニューを拡充しました。あわせて、他業種との連携を含めたサービスについても充実を図ります。

首都圏販売部を中心に北海道外での電力販売を強化しており、平成32年に運転を開始する福島天然ガス発電所の供給力も活用し、さらなる拡大を図ります。

また、石狩湾新港発電所向けに調達するLNGを活用したガス供給事業を進めるとともに、お客さまのニーズに応じて電気とガスを中心とするトータルエネルギーソリューションサービスを提供します。

### ＜ご家庭向けの新たな電気料金メニュー＞

|             | 毎月のご使用量の目安<br>～250kWh                                       | 250～400kWh                                                                          | 400kWh～                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 一般のご家庭のお客さま | エアコンなし<br><b>Web・eプラス</b><br>(平成29年4月サービス開始)<br>※30A以上のお客さま | <b>[New!] エネとくMプラン</b><br>(平成30年4月サービス開始)                                           | <b>エネとくLプラン</b><br>(平成29年4月サービス開始)                |
|             | エアコンをお使いのお客さま                                               | <b>[New!] エネとくシーズンプラス</b><br>(平成30年4月サービス開始)<br>※従量電灯B：30～60A<br>従量電灯C：7～10kVAのお客さま | ※お客さまのご使用状況により、<br>おすすめする料金メニューが異なります             |
| スマート電化のお客さま | <b>eタイム3プラス</b><br>(平成29年4月サービス開始)                          |                                                                                     | ※ヒートポンプ式給湯機または暖房機、<br>ロードヒーティングのいずれかを<br>お持ちのお客さま |



札幌駅前通地下歩行空間でのイベント

## ② 費用低減に向けた取り組み

ほくでんグループ一体となって抜本的な効率化・コスト低減を進め、競争力のある事業構造を実現します。また、適切なリスク管理を行い、設備の計画外停止などを抑制することにより、安定供給の確保と低コスト化の両立を図ります。

### (2) 泊発電所の早期再稼働と安全性向上

低廉な電気を安定してお届けするため、泊発電所の早期再稼働の実現に向け、新規制基準適合性審査において残る課題について原子力規制委員会の理解を得られるよう、引き続き総力をあげて取り組んでいきます。

また、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力のリスクを一層低減させるため、「泊発電所安全性向上計画」を策定しています。新規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性（エクセレンス）」を目指し、不断の努力を重ねるとともに、北海道民のみなさまに泊発電所の安全性について一層のご理解をいただけるよう努めていきます。



泊発電所 燃料を冷やし続けるためのポンプ車による送水訓練



後志地域でのエネルギーに関する理解活動

### 【引き続き取り組む項目】

#### (3) 法的分離への対応

電気事業法の改正に基づき平成32年4月に予定されている送配電部門の法的分離（分社化）を見据え、本年4月「送配電カンパニー」を設置し、社内分社化を実施しました。業務運営をとおして評価・検証を行っていきます。

#### (4) 電源の競争力向上と安定供給の確保

当社初のLNG火力発電所である石狩湾新港発電所1号機については、平成31年2月の営業運転開始に向け、着実に工事を行っています。これまで電力の安定供給に寄与してきた石炭火力発電所の奈井江発電所については、経年化が進んでいることなどから平成31年3月に休止します。泊発電所の早期再稼働とあわせて、将来にわたる競争力の高い電源構成の実現に取り組み、発電・販売部門が一体となった事業戦略を展開するなど収益力の向上を目指します。

また、これまで蓄積してきた電力設備全般にわたるデータや新たな知見を活用した設備保全を行うとともに、当社初の直流連系設備である新北海道本州間連系設備の建設工事を進め、安定供給を確保していきます。



石狩湾新港発電所1号機（56.94万千瓦ワット、平成31年2月営業運転開始予定）



新北海道本州間連系設備（30万キロワット、平成31年3月運転開始予定）

#### (5) 人材育成、環境保全、地域に根ざす企業としての活動

企業の原動力となる人材の育成に向け、世代交代が進むなかでの技術・技能の継承を進め、加えて人材の多様化などにも取り組んでいきます。引き続き女性のさらなる活躍を進めるとともに、「働き方改革」により生産性向上を実現していきます。

環境負荷の低減に向けては、全国の電気事業者からなる「電気事業低炭素社会協議会」の一員としてCO<sub>2</sub>排出削減目標の達成に取り組んでいます。また、地域に根ざした再生可能エネルギーのさらなる活用を図っています。当社の電力量に占める再生可能エネルギー比率は、固定価格買取制度による受電分を含め25%程度（平成28年度実績）に達していますが、さらに、系統側蓄電池の設置や、地域間連系線を活用した東京電力パワーグリッド株式会社との実証試験による風力発電の導入拡大、水力発電所の出力増強、バイオマス発電事業への参画などを進めていきます。

本年は「北海道」命名から150年という節目の年です。当社は、責任あるエネルギー供給の担い手として、引き続き北海道のみなさまの暮らしと経済を支える役割を果たしていきます。また、北海道とともに歩むほくでんグループとして、さまざまな取り組みをとおして地域に貢献していきます。

これらの環境・社会に関する取り組みに加え、コーポレートガバナンスについては、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に則り、さらなる充実を図ります。

以上の取り組みを進め、経営理念である「人間尊重」「地域への寄与」「効率的経営」のもと、「ほくでんグループが目指す企業像」を全従業員が共有し、持続的な企業価値の向上を図ります。

<ほくでんグループが目指す企業像>

- ・「ともに輝く明日のために。Light up your future.」をコーポレート・スローガンに掲げ、責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うすることで、地域の持続的な発展を支えていきます。
- ・総合エネルギー企業として、さらなる成長と発展を遂げるために、新たな視点を取り込みながら、果敢にチャレンジしていきます。
- ・スピード感や柔軟性のある事業運営を進め、事業基盤をゆるぎないものとし、ステークホルダーのみなさまのご期待に応えていきます。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



ほくでんファミリーコンサート  
(北海道150年記念コンサート)

### 3. 設備投資の状況

#### (1) 設備投資総額

| 区 分         | 金額(百万円) |
|-------------|---------|
| 電 気 事 業     | 131,983 |
| そ の 他 の 事 業 | 7,158   |
| 合 計         | 139,141 |

#### (2) 運転を開始した主な設備

##### 送電設備

| 名 称               | 電圧( kV ) | 亘長( km ) |
|-------------------|----------|----------|
| 石 狩 火 力 幹 線 (新 設) | 275      | 21       |

##### 変電設備

| 名 称                | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|--------------------|----------|-----------|
| 宇 円 別 変 電 所 (容量変更) | 187      | 100,000   |

(注) 宇円別変電所の容量変更は、出力75,000kVAの変圧器を撤去し、100,000kVAの変圧器を設置したものです。

#### (3) 建設中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                                  | 出力( kW ) |
|--------------------------------------|----------|
| (水 力)<br>京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設)       | 200,000  |
| (LNG)<br>石 狩 湾 新 港 発 電 所 1 号 機 (新 設) | 569,400  |

##### 送電設備

| 名 称                                    | 電圧( kV ) | 亘長( km ) |
|----------------------------------------|----------|----------|
| (新北海道本州間連系設備)<br>北 斗 今 別 直 流 幹 線 (新 設) | 250      | 122      |

## 変電設備

| 名 称                       | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|---------------------------|----------|-----------|
| (北海道本州間連系設備)<br>北斗変換所(新設) | 275      | 300,000   |
| (北海道本州間連系設備)<br>今別変換所(新設) | 275      | 300,000   |
| 留辺蘂変電所(容量変更)              | 187      | 100,000   |

(注) 留辺蘂変電所の容量変更は、出力60,000kVAの変圧器を撤去し、100,000kVAの変圧器を設置するものです。

## (4) 建設準備中の主な設備

## 発電設備

| 名 称                        | 出力( kW )  |
|----------------------------|-----------|
| (LNG)<br>石狩湾新港発電所2,3号機(新設) | 569,400×2 |

#### 4. 資金調達の状況

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 社 債         |             |
| 発行額             | 1,600億円     |
| 償還額             | 972億41百万円   |
| (2) 借入金         |             |
| 借入額             | 2,568億75百万円 |
| 返済額             | 2,687億88百万円 |
| (3) コマーシャル・ペーパー |             |
| 発行額             | 700億円       |
| 償還額             | 500億円       |

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 年 度   | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平成29年度<br>(当年度) |
|---------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 営 業 収 益<br>(売上高)    | (百万円) | 692,925   | 724,111   | 702,776   | 733,050         |
| 経 常 利 益             | (百万円) | △ 9,343   | 28,062    | 12,603    | 19,421          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | (百万円) | 2,938     | 21,276    | 8,793     | 16,549          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | (円)   | 14.30     | 94.49     | 34.09     | 71.84           |
| 総 資 産               | (百万円) | 1,815,675 | 1,826,141 | 1,829,539 | 1,915,908       |

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、平成27年度から「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。
2. 平成26年11月1日から電気料金の値上げを実施しました。あわせて、平成26年11月1日から平成27年3月31日までのご使用分について、電気料金の軽減措置を実施しました。

## 6. 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金                      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                     |
|--------------------|--------------------------|---------|-----------------------------|
| 北海電気工事株式会社         | 1,730 <small>百万円</small> | 51.1%   | 電気工事, 電気通信工事                |
| 北海道計器工業株式会社        | 30                       | 100.0   | 電力量計の製造・販売・修理               |
| 北電興業株式会社           | 95                       | 95.2    | 建物の総合管理, 土木・建築工事            |
| 北海道パワーエンジニアリング株式会社 | 1,660                    | 75.0    | 電力の販売, 発電所の定期点検・保守・補修工事     |
| 苫東コールセンター株式会社      | 5,000                    | 58.1    | 海外炭の受入れ, 保管, 払出し            |
| ほくでんエコエナジー株式会社     | 1,860                    | 100.0   | 電力の販売                       |
| ほくでんサービス株式会社       | 50                       | 100.0   | 配電設備などの調査・設計・施工・保守, 検針・料金請求 |
| 北海道総合通信網株式会社       | 5,900                    | 100.0   | 通信回線専用線サービス, インターネットサービスの提供 |
| ほくでん情報テクノロジー株式会社   | 200                      | 90.0    | 情報処理システムの企画・設計, ソフトウェア開発    |

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、「石狩LNG棧橋株式会社」(持分法適用会社)を平成30年4月に設立するにあたり、新株払込証拠金(長期投資)を平成30年3月に出資払込みしました。

## 8. 主要な事業内容

電気事業

## 9. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支店 旭川支店, 北見支店, 札幌支店, 岩見沢支店, 小樽支店, 釧路支店, 帯広支店, 室蘭支店, 苫小牧支店, 函館支店
- c. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- d. 発電所
  - 水力発電所 (出力50,000kW以上)
  - 雨電発電所 (名寄市), 豊平峡発電所 (札幌市), 滝里発電所 (芦別市), 新冠発電所, 高見発電所 (新ひだか町), 京極発電所
  - 火力発電所 (出力200,000kW以上)
  - 砂川発電所, 奈井江発電所, 苫小牧発電所, 伊達発電所, 苫東厚真発電所 (厚真町), 知内発電所
  - 原子力発電所
  - 泊発電所

(2) 重要な子会社の主要な事業所

- a. 北海電気工事株式会社 本店（札幌市）
- b. 北海道計器工業株式会社 本店（札幌市）
- c. 北電興業株式会社 本店（札幌市）
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店（札幌市）  
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店（苫小牧市）
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店（札幌市）
- g. ほくでんサービス株式会社 本店（札幌市）
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店（札幌市）
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店（札幌市）

10. 従業員の状況

| 従業員数     | 前年度末比増減 |
|----------|---------|
| 10,962 名 | -23 名   |

(注) 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しています。

11. 主要な借入先

| 借入先           | 借入金残高       |
|---------------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行     | 134,654 百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 133,178     |
| 日本生命保険相互会社    | 58,161      |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 56,208      |
| 株式会社北洋銀行      | 46,167      |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日、銀行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しました。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| <b>1. 発行可能株式総数</b> | 4億9,500万株      |
| （発行可能種類株式総数）       |                |
| （1）普通株式            | 4億9,500万株      |
| （2）A種優先株式          | 500株           |
| <b>2. 発行済株式総数</b>  | 2億1,529万2,382株 |
| （内訳）               |                |
| （1）普通株式            | 2億1,529万1,912株 |
| （2）A種優先株式          | 470株           |
| <b>3. 株 主 数</b>    |                |
| （1）普通株式            | 79,048名        |
| （2）A種優先株式          | 1名             |

#### 4. 大 株 主

##### (1) 普通株式

| 株 主 名                      | 持 株 数                | 持株比率             |
|----------------------------|----------------------|------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 12,898 <sup>千株</sup> | 6.3 <sup>%</sup> |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行            | 10,215               | 5.0              |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社        | 8,135                | 4.0              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 4,973                | 2.4              |
| モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社    | 4,470                | 2.2              |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行          | 4,226                | 2.1              |
| 北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会      | 4,213                | 2.0              |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行          | 4,131                | 2.0              |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社    | 4,048                | 2.0              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 3,831                | 1.9              |

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式9,774,070株を控除して計算しています。

##### (2) A種優先株式

| 株 主 名                   | 持 株 数            | 持株比率             |
|-------------------------|------------------|------------------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 470 <sup>株</sup> | 100 <sup>%</sup> |

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位                | 担当                                       | 重要な兼職の状況                                    |
|-------|-------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 佐藤佳孝  | 取締役会長             |                                          |                                             |
| 真弓明彦  | 取締役社長<br>社長執行役員   |                                          |                                             |
| 藤井裕   | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 流通本部長，流通企画部・工務部・配電部担当・新エネルギー・再生可能エネルギー担当 |                                             |
| 森昌弘   | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | ビジネスサポート本部長，企画本部副本部長，環境室・総合研究所・人事労務部担当   |                                             |
| 阪井一郎  | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 発電本部長，火力部・原子力部担当                         |                                             |
| 大井範明  | 取締役<br>常務執行役員     | 発電本部副本部長，水力部・土木部担当                       | ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長                         |
| 石黒基   | 取締役<br>常務執行役員     | ビジネスサポート本部副本部長，秘書室・総務部担当・考査担当            |                                             |
| 氏家和彦  | 取締役<br>常務執行役員     | 企画本部長，企画部・情報通信部担当・経営改革担当                 |                                             |
| 魚住元   | 取締役<br>常務執行役員     | 発電本部副本部長，泊原子力事務所長                        |                                             |
| 高橋多華夫 | 取締役<br>常務執行役員     | お客さま本部長，ビジネスサポート本部副本部長，営業部・首都圏販売部・広報部担当  |                                             |
| 藪下裕己  | 取締役<br>常務執行役員     | ビジネスサポート本部副本部長，経理部・資材部担当                 |                                             |
| 瀬尾英生  | 取締役<br>常務執行役員     | 地域産業経済担当・コンプライアンス担当                      |                                             |
| 市川茂樹  | 取締役               |                                          | 弁護士<br>有限会社アールズセミナー取締役（代表者），株式会社アークス取締役（社外） |
| 佐々木亮子 | 取締役               |                                          |                                             |
| 古郡宏章  | 常任監査役<br>（常勤）     |                                          |                                             |
| 秋田耕児  | 監査役<br>（常勤）       |                                          |                                             |
| 長谷川淳子 | 監査役               |                                          |                                             |
| 成田教子  | 監査役               |                                          |                                             |
| 藤井文世  | 監査役               |                                          | 弁護士<br>株式会社北洋銀行常勤監査役，株式会社ツルハホールディングス監査役（社外） |

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役です。
2. 取締役のうち市川茂樹、佐々木亮子は社外取締役です。
3. 監査役のうち長谷川 淳、成田教子、藤井文世は社外監査役です。
4. 取締役 市川茂樹、佐々木亮子及び監査役 長谷川 淳、成田教子、藤井文世につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
5. 平成29年6月28日、高橋多華夫、藪下裕己、瀬尾英生は取締役 常務執行役員に、古郡宏章、秋田耕児、藤井文世は監査役に、それぞれ新たに就任しました。
6. 平成29年6月28日、酒井 修、相馬道広、古郡宏章は取締役を任期満了により退任し、阿部幹司、瀬尾英生、下村幸弘は監査役を辞任しました。
7. 平成29年6月28日、森 昌弘、阪井一郎は取締役 常務執行役員から取締役副社長 副社長執行役員に就任しました。
8. 平成30年4月1日、取締役の担当を次のとおり変更しています。

| 氏 名     | 担 当                             |
|---------|---------------------------------|
| 藤 井 裕   | 送配電カンパニー社長、新エネルギー・再生可能エネルギー担当   |
| 森 昌 弘   | 環境室・総合研究所・人事労務部担当               |
| 阪 井 一 郎 | 原子力事業統括部長、火力部・石狩湾新港火力発電所建設所担当   |
| 大 井 範 明 | 原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部担当           |
| 石 黒 基   | 内部監査室・原子力監査室・秘書室・総務部担当          |
| 氏 家 和 彦 | 経営企画室・総合エネルギー事業部・情報通信部担当・経営改革担当 |
| 魚 住 元   | 原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長            |
| 高 橋 多華夫 | 販売推進部・首都圏販売部・広報部担当              |
| 藪 下 裕 己 | 送配電カンパニー副社長、経理部・資材部担当           |

9. 監査役 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
10. 監査役 藤井文世は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
11. 取締役 佐々木亮子の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
- ・有限会社アールズセミナー及び株式会社アークスと当社の間には、記載すべき関係はありません。
12. 監査役 藤井文世の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
- ・当社は、株式会社北洋銀行の株式を保有しています。また、同社は当社の株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。
  - ・株式会社ツルハホールディングスと当社の間には、記載すべき関係はありません。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

|     | 報酬          | 賞与金 |
|-----|-------------|-----|
| 取締役 | 366百万円（17名） | —   |
| 監査役 | 70百万円（8名）   |     |

- (注) 1. 上記には、平成29年6月28日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名を含んでいます。
2. 上記のうち、社外役員の報酬等は、6名分、39百万円です。
3. 当年度に係る取締役賞与金につきましては、支給しないこととしました。
4. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりです。  
 取締役 月額50百万円以内  
 監査役 月額11百万円以内
5. 取締役及び監査役の報酬等を決定するにあたっての方針
- (1) 取締役  
 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定）及び賞与により構成しています。  
 基本報酬については、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役を含む人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。  
 賞与については、各事業年度の業績を勘案し、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、独立社外取締役を含む人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。  
 社外取締役については、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。
- (2) 監査役  
 監査役の報酬は、基本報酬のみとし、賞与は支給しません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。
6. 取締役の報酬を決定するにあたり、人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。
7. 平成19年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。

## 3. 社外役員の主な活動状況

- ・取締役 市川茂樹は、当年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・取締役 佐々木亮子は、当年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に会社経営者の経験から発言を行っています。
- ・監査役 長谷川 淳は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- ・監査役 成田教子は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・監査役 藤井文世は、平成29年6月28日就任以来開催の取締役会10回のすべてに、また、監査役会8回のすべてに出席し、主に会社役員の経験から発言を行っています。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                               | 報酬等の額                 |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ① 当社及び子会社が支払うべき報酬等の額の合計額          | 91 <small>百万円</small> |
| ② ①の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 46                    |

(注) 1. 会計監査人に支払うべき報酬等の額については、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載しています。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

連結貸借対照表

平成30年3月31日現在

| 資 産 の 部           |                  | 負債及び純資産の部                    |                  |
|-------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目               | 金 額<br>百万円       | 科 目                          | 金 額<br>百万円       |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>1,671,645</b> | <b>固 定 負 債</b>               | <b>1,271,845</b> |
| 電気事業固定資産          | 1,056,830        | 社 債                          | 630,000          |
| 水 力 発 電 設 備       | 215,962          | 長 期 借 入 金                    | 512,277          |
| 汽 力 発 電 設 備       | 79,297           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 37,458           |
| 原 子 力 発 電 設 備     | 196,545          | 資 産 除 去 債 務                  | 79,717           |
| 送 電 設 備           | 161,159          | 繰 延 税 金 負 債                  | 3                |
| 変 電 設 備           | 81,786           | そ の 他                        | 12,388           |
| 配 電 設 備           | 278,585          |                              |                  |
| 業 務 設 備           | 38,730           | <b>流 動 負 債</b>               | <b>429,771</b>   |
| その他の電気事業固定資産      | 4,763            | 1年以内に期限到来の固定負債               | 212,106          |
| <b>その他の固定資産</b>   | <b>54,835</b>    | 短 期 借 入 金                    | 53,250           |
| 固定資産仮勘定           | 281,409          | コマーシャル・ペーパー                  | 20,000           |
| 建 設 仮 勘 定         | 277,699          | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 39,329           |
| 除 却 仮 勘 定         | 218              | 未 払 税 金                      | 14,154           |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定   | 3,491            | そ の 他                        | 90,931           |
| <b>核 燃 料</b>      | <b>176,264</b>   | <b>引 当 金</b>                 | <b>1,299</b>     |
| 加工中等核燃料           | 176,264          | 渴 水 準 備 引 当 金                | 1,299            |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>102,306</b>   | <b>負 債 合 計</b>               | <b>1,702,917</b> |
| 長 期 投 資           | 53,926           | <b>株 主 資 本</b>               | <b>201,456</b>   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 15,080           | 資 本 本 剰 余 金                  | 114,291          |
| 繰 延 税 金 資 産       | 30,812           | 資 本 利 益 剰 余 金                | 46,750           |
| そ の 他             | 4,288            | 自 己 株 式                      | △ 18,197         |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 1,802          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△ 44</b>      |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>244,262</b>   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 3,398            |
| 現 金 及 び 預 金       | 116,087          | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △ 3,442          |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 67,622           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>11,578</b>    |
| た な 卸 資 産         | 41,257           | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>212,991</b>   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 7,112            | <b>合 計</b>                   | <b>1,915,908</b> |
| そ の 他             | 13,114           |                              |                  |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 931            |                              |                  |
| <b>合 計</b>        | <b>1,915,908</b> |                              |                  |

## 連結損益計算書

平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで

| 費用の部               |                | 収益の部          |                |
|--------------------|----------------|---------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目           | 金 額            |
|                    | 百万円            |               | 百万円            |
| <b>営業費用</b>        | <b>699,324</b> | <b>営業収益</b>   | <b>733,050</b> |
| 電気事業営業費用           | 671,831        | 電気事業営業収益      | 701,526        |
| その他事業営業費用          | 27,492         | その他事業営業収益     | 31,524         |
| 営業利益               | (33,726)       |               |                |
| <b>営業外費用</b>       | <b>16,534</b>  | <b>営業外収益</b>  | <b>2,229</b>   |
| 支払利息               | 14,217         | 受取配当金         | 656            |
| その他                | 2,316          | 受取利息          | 9              |
|                    |                | 持分法による投資利益    | 121            |
|                    |                | その他           | 1,441          |
| <b>経常費用合計</b>      | <b>715,858</b> | <b>経常収益合計</b> | <b>735,279</b> |
| <b>経常利益</b>        | <b>19,421</b>  |               |                |
| 渴水準備金引当又は取崩し       | △ 931          |               |                |
| 渴水準備引当金取崩し(貸方)     | △ 931          |               |                |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>20,352</b>  |               |                |
| 法人税、住民税及び事業税       | 1,869          |               |                |
| 法人税等調整額            | 1,320          |               |                |
| <b>法人税等合計</b>      | <b>3,190</b>   |               |                |
| <b>当期純利益</b>       | <b>17,162</b>  |               |                |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    | 612            |               |                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 16,549         |               |                |

貸借対照表

平成30年3月31日現在

| 資産の部            |                  | 負債及び純資産の部      |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金額<br>百万円        | 科 目            | 金額<br>百万円        |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,633,591</b> | <b>固定負債</b>    | <b>1,251,922</b> |
| 電気事業固定資産        | 1,057,339        | 社長期借入金         | 630,000          |
| 水力発電設備          | 211,665          | 長期借入金          | 507,327          |
| 汽力発電設備          | 78,112           | 関係会社長期借入金      | 847              |
| 原子力発電設備         | 197,249          | 退職給付引当金        | 1,800            |
| 内燃機等発電設備        | 1,749            | 雑固定負債          | 26,461           |
| 新エネルギー発電設備      | 1,849            | 流動負債           | 79,717           |
| 送電設備            | 162,753          | 1年以内に期限到来の固定負債 | 5,768            |
| 変電設備            | 82,102           | 短期借入金          | <b>430,813</b>   |
| 配電設備            | 283,174          | コーポラル・ペーパー     | 210,146          |
| 業貸付設備           | 38,345           | 買掛金            | 52,000           |
| 附帯事業固定資産        | 338              | 未払掛金           | 20,000           |
| 事業外固定資産         | <b>85</b>        | 未払費用           | 28,811           |
| 固定資産仮勘定         | <b>3,068</b>     | 未払税金           | 17,900           |
| 建設仮勘定           | 279,794          | 未払り            | 42,448           |
| 除却仮勘定           | 276,084          | 関係会社短期借入金      | 12,320           |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 218              | 諸前受負債          | 905              |
| 核燃料             | 3,491            | 引当金            | 35,808           |
| 加工中の燃料          | <b>176,264</b>   | 雑流動負債          | 10,420           |
| 投資その他の資産        | 176,264          | 引当金            | 51               |
| 長期投資            | <b>117,039</b>   | 引当金            | <b>1,299</b>     |
| 関係会社長期投資        | 51,849           | 負債合計           | 1,299            |
| 長期前払費用          | 28,965           | 株主資本           | <b>1,684,036</b> |
| 前払税金            | 1,006            | 資本             | 167,195          |
| 繰延税金            | 13,196           | 資本剰余金          | 114,291          |
| 貸倒引当金(貸方)       | 24,033           | その他資本剰余金       | 46,749           |
| 流動資産            | <b>220,659</b>   | 利益剰余金          | 24,351           |
| 現金及び預金          | 105,364          | 利益剰余金          | 749              |
| 未収入金            | 58,030           | その他利益剰余金       | 23,601           |
| 掛蔵              | 871              | 特定災害防止準備金      | 120              |
| 前払費用            | 36,003           | 繰越利益剰余金        | 23,481           |
| 関係会社短期借入金       | 314              | 自己株式           | <b>△ 18,197</b>  |
| 繰延税金            | 4,619            | 評価・換算差額等       | 3,020            |
| 流動負債            | 5,809            | その他有価証券評価差額金   | 3,020            |
| 貸倒引当金(貸方)       | 10,570           | 純資産合計          | <b>170,215</b>   |
|                 | <b>△ 924</b>     |                |                  |
| <b>合計</b>       | <b>1,854,251</b> | <b>合計</b>      | <b>1,854,251</b> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・  
計算書類

監査報告書

# 損益計算書

平成29年 4月1日から  
平成30年 3月31日まで

| 費用の部            |                | 収益の部             |                |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目              | 金 額            |
|                 | 百万円            |                  | 百万円            |
| <b>営 業 費 用</b>  | <b>675,840</b> | <b>営 業 収 益</b>   | <b>703,189</b> |
| 電気事業営業費用        | 675,630        | 電気事業営業収益         | 702,706        |
| 水力発電電費          | 25,536         | 電灯料              | 273,725        |
| 水汽力発電電費         | 194,721        | 電力料              | 295,102        |
| 原子力発電電費         | 63,678         | 地帯間販売電力料         | 508            |
| 内燃力発電電費         | 6,131          | 他社販売電力料          | 33,434         |
| 新エネルギー等発電電費     | 2,149          | 託送収益             | 32,482         |
| 工地間購入電力料        | 300            | 事業者間精算収益         | 104            |
| 他社購入電力料         | 126,203        | 再工ネ特措法交付金        | 61,434         |
| 送電電費            | 35,302         | 電気事業雑収益          | 5,893          |
| 変電電費            | 18,567         | 貸付設備収益           | 20             |
| 配電電費            | 68,696         |                  |                |
| 販売電費            | 25,231         |                  |                |
| 貸一般設備費          | 3              |                  |                |
| 再工ネ特措法納付金       | 32,540         |                  |                |
| 電源開発促進税         | 58,616         |                  |                |
| 事業力費振替勘定(貸方)    | 11,128         |                  |                |
| 附帯事業営業費用        | 6,891          |                  |                |
| 住宅電化設備貸事業営業費用   | △ 71           |                  |                |
| 光ファイバ心線貸し事業営業費用 | 210            | <b>附帯事業営業収益</b>  | <b>483</b>     |
| 不動産賃貸事業営業費用     | 138            | 住宅電化設備貸事業営業収益    | 208            |
| 営業利益            | 42             | 光ファイバ心線貸し事業営業収益  | 135            |
| 営業外費用           | 29             | 不動産賃貸事業営業収益      | 138            |
| 財務費用            | (27,349)       |                  |                |
| 支払利息            | 16,319         | <b>営 業 外 収 益</b> | <b>2,172</b>   |
| 社債発行費           | 14,715         | 財務収益             | 1,054          |
| 事業外費用           | 14,192         | 受取配当金            | 972            |
| 固定資産売却損失        | 522            | 受取利息             | 82             |
| 雑損              | 1,604          | 事業外収益            | 1,118          |
| 当期経常費用合計        | 49             | 固定資産売却益          | 99             |
| 当期経常利益          | 1,554          | 雑収               | 1,018          |
| 湯水準備引当又は取崩し(貸方) | △ 931          | <b>当期経常収益合計</b>  | <b>705,362</b> |
| 税法人税等           | △ 931          |                  |                |
| 税法人税等調整額        | △ 931          |                  |                |
| <b>当期純利益</b>    | <b>14,134</b>  |                  |                |
| 法人税等            | 1,023          |                  |                |
| 法人税等調整額         | 572            |                  |                |
| 法人税等調整額         | 450            |                  |                |
| <b>当期純利益</b>    | <b>13,110</b>  |                  |                |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

北海道電力株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤原 明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤森 允浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

平成30年5月14日

北海道電力株式会社 監査役会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 常任監査役（常勤） | 古 郡 宏 章 ㊞ |
| 監 査 役（常勤） | 秋 田 耕 児 ㊞ |
| 監 査 役     | 長谷川 淳 ㊞   |
| 監 査 役     | 成 田 教 子 ㊞ |
| 監 査 役     | 藤 井 文 世 ㊞ |

(注) 監査役 長谷川淳、監査役 成田教子及び監査役 藤井文世は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

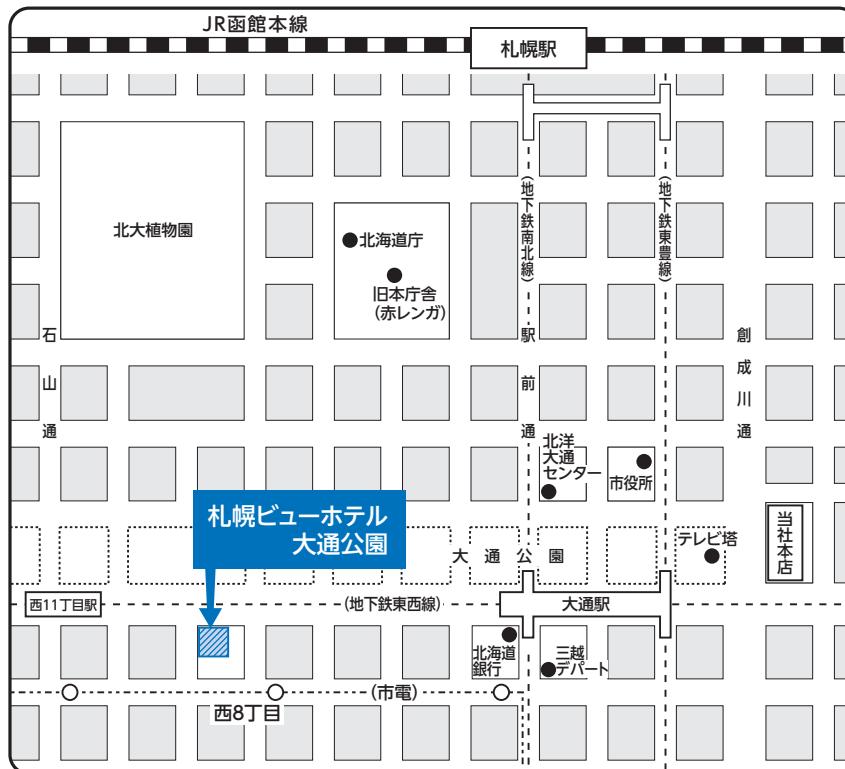




## 株主総会会場ご案内

会 場 札幌市中央区大通西8丁目1番地  
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

### 会場付近略図



1. 地下鉄 大通駅（1番出口）より …………… 徒歩約5分  
西11丁目駅（3番出口）より …………… 徒歩約5分  
市電 西8丁目停留場より …………… 徒歩約2分
2. 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

◎株主のみなさまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましては軽装（クールビズ）とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◎ご出席いただけない場合には、同封の議決権行使書用紙のご返送による議決権行使、又はインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。